令和5年度「Be Smart KOBE プロジェクト(二次募集)」 募集要項

1. 目的

神戸市では、データやセンサー技術等の先端技術を活用して、市民や地域が抱える様々な課題を解決し、市民の暮らしの質や利便性の向上を図る「スマートシティ」の推進に取り組んでいます。

その一環として、今年度も、スマートシティのまちづくりにつながる事業提案、事業アイデアを募集し、市民へのサービスの実証、展開を支援する「Be Smart KOBEプロジェクト」を実施します。下記の条件をご確認いただいたうえで、本市のスマートシティ推進につながる創意あふれる提案をお待ちしています。

2. 募集事業について

(1) 事業の要件

以下の①~②の条件をすべて満たした取組みであること

- ① 【事業者要件】
 - ・従業員 100 人以下の事業者、法人格を持つ研究機関(大学等)
- ② 【対象分野】

本市のスマートシティ推進に向け重点を置く、下記のいずれかのテーマに取組む事業であること

①生成系 AI

生成 AI を利用して、文章 (テキスト)、画像、音声、音楽、動画などを生成し、市民向けの新しいサービスに資するもの (生成 AI を利用した業務の効率化のような市民にサービス提供しないものは不可)

②データ利活用

様々なデータを組み合わせて利活用し、市民向けの新しいサービスに資するもの

③ 【事業について】

- ・令和6年3月15日までにサービスプロトタイプの作成及び実績報告を行うこと (R5年度中に実証まで進められる場合は、是非お願いいたします)
- ・令和6年度に市民を対象に実証を行い、成果報告を行うこと
- ・一次募集で採択された事業は、二次募集での対象事業とはなりません

(2)採択事業者数

・2事業者程度を予定

(3) 採択事業に関する市の支援について

①事業費の補助

・「Be Smart KOBE プロジェクト補助金交付要綱」に基づき、令和 5 年度の事業遂行にかかる費用の一部を市が補助します。

【補助上限】100万円/事業(選考により、事業ごとに補助上限額を決定します) 【補助率】

交付決定された日から令和6年3月15日までの期間における事業の遂行にかかる経費の1/2以下の範囲とします。ただし、KOBEスマートシティ推進コンソーシアムに加盟する企業・団体が取り組む事業については、2/3以下の範囲とします。

- ※指定の期日までに事業が完了しない場合、補助金が交付されない場合があります。
- ※補助金交付の根拠となる資料(領収書等)は令和 10 年度末まで保管してください。(申請内容に疑義が生じた際などに提出いただく場合があります。)
- ※取り組む事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載すること

②事業実現に向けた支援

- ・プロトタイプのサービスを機能向上、あるいは市民向けに実証するために、市の関係機関、KOBE スマートシティ推進協議会の会員企業、地域団体との連携など、様々な事業者、地域団体とつなぐなど後方支援を行います。
 - ◆KOBE スマートシティ推進コンソーシアムの会員一覧 https://smartkobe-portal.com/article?articleId=61df92ebfa086b2d4175313a#cp6

③広報支援

・当該事業に対し、本市の媒体等を活用した広報支援を行います。

(4) スケジュール(仮)

令和5年10月23日(月曜) 募集開始 事前相談(指定の書類提出要)締切 11月1日(水曜) 11月24日(金曜) 応募書類の提出締切 提案者プレゼンテーション及び審査・選定 11月の第4週 12月初旬頃 交付決定の後、選定事業者による事業の開始 ~令和6年3月15日 (金曜) 実績報告書の提出 3月中 実績報告に基づき、補助金額確定、交付 4月~ 実証開始、成果報告

【事前相談について】

- ・事前相談は必須ではありません(採択の条件となることはありません)が、下記に該当する事業 の場合は、必ず事前相談をお願いします
 - ①地域団体に事業(実証)への協力・参加を求める場合
 - ②本市の所有(管轄)する施設・設備の使用を前提とする場合
 - ③本市の事業や施策との連携を求める場合
- ・期日までに必要な書類(5,応募方法参照)を提出してください(早めの提出にご協力ください)
- ・事前相談をいただいた事業においては、応募書類の提出締切までに当局より関係局(関係機関) に情報共有し、事業への協力や実現可能性について意見交換をいたします

(限られた期間の中で、事業を実施するために必要な調整を審査・選定に先立ち実施します)

- ・必要に応じて、提出いただいた書類に関して質問等を行う可能性がございます
- ・事前相談で提出した書類は、審査・選定では考慮せず、応募書類の内容で審査・選定します。

【その他の留意事項】

- ・プレゼンテーションの実施について、詳細は応募書類の提出締切後に個別にご案内します。
- ・補助対象事業の開始は、選定後に本市より送付する補助金等交付決定通知書の受理後としてください。決定通知前の事業費は補助対象になりません。また、令和6年3月15日までに終了し、その後速やかに補助事業等実績報告書、清算報告書を提出していただきます。

・諸事情によりスケジュールが変更になる可能性があります。

《参考》

◆KOBE スマートシティ推進コンソーシアム:

https://www.city.kobe.lg.jp/a93584/smartcity/konso-siamu.html

スマートシティの実現に向けて、市民・企業・行政・研究機関など様々な方々が参加し、市民が 安心してデータを提供できる体制を整え、共創の場を通じて合意形成を図り、本市スマートシティにかかる様々なプロジェクトを推進していくための実行力強化を目的とし活動しています。

4. 応募資格

応募の資格を有する者は、次の項目全てを満たすものとします。

- 1 提案事業者及び共同企業体の構成員が事業に必要な免許又は資格等を備えていること
- 2 応募時点で提案事業者及び共同企業体の構成員が、次のいずれにも該当しないこと
 - ① 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者(ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない)
 - ② 神戸市指名停止基準要綱に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中 の者
 - ③ 既に納期が到来している市民税又は法人市民税等に未納又は滞納がある者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と 密接な関係にある団体等
- 3 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること
- 4 市が設置する選定委員会において、提案内容についてプレゼンテーションを行い、提案内容の 説明や質疑応答ができること
- 5 選定された場合、事業を速やかに開始し、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること
- 6 政治的・宗教的な提案を含まないこと
- 7 公序良俗に反する提案を含まないこと
- ※上記応募条件を明らかに満たさない応募者の提案は審査の対象としません。また、選定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消す場合があります。また、選定の取り消しがあった場合には、選定委員会の審査により落選となった提案事業者の中から、繰り上げ補充により選定する場合があります。
- **5. 応募方法**(期限:令和5年11月24日(金曜日))

次の書類を事務局まで提出し、応募してください。

- ① 企業等概要書兼誓約書(様式1)
- ② 企画提案書(様式2)
- ③ 企画概要資料(様式3) ※PowerPoint・スライド1枚に限る
- ※提出書類の様式は下記神戸市ホームページからダウンロードできます。
- ※提出された書類は、選定以外の目的には使用しません。
- ※別途プレゼンテーション用の資料を作成する場合は、プレゼンテーション実施日の 2 営業日前までに事務局へメールにて送付ください。

事前相談の方法(期限:令和5年11月1日(水曜)

上記応募書類のうち、③企画概要資料(様式3)の案を事務局まで提出してください

6. 選定方法

応募資格等の要件審査を実施後、提案事業者からの提案書に基づいたプレゼンテーションにより 選考します。

(1)書類選考

応募多数の場合は提出いただいた提案書により、書類選考を実施します。

(2) 選定委員会(プレゼンテーション審査)

- ①提案事業者には、事前に提出いただいた提案書等をもとに、市が設置する選定委員会において提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- ②選定委員会では、事業内容に関する審査を行い、事業者を選定します。
- ③選定の結果は、各提案事業者に対して事務局から通知します。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じられません。

7. 評価視点 (評価のポイント及び配点[満点:100 点])

項目毎に以下のような視点で審査します。なお、獲得点数が60点未満となる場合は採択しません。

視点	配点
・募集目的に沿った事業となっているか。	60
・市民が抱える課題や地域課題解決に効果的か。	
・地域資源を活用した内容か。	
・実証段階で市民の参画が可能か。	
・市民の QOL 向上につながるなど市民、地域にメリットがあるか。	
・先駆性や先進性があるか。	
・データの利活用を前提とし、将来的な事業間データ連携を見据え	
た取り組みであるか。	
・安全確保の対策が措置されているか。	
・事業内容は、具体的なものとなっているか。	30
・実証により検証したいことは明確か。客観的な評価が可能か。	
・事業化スケジュールは、実現可能性が高いものとなっているか。	
・実施体制は適切で、十分な実績を有しているか。	
・次年度以降も事業の継続実施が見込まれるか。	
・社会実装に向けた展開・資金計画が示されているか	
・提案者は神戸市に本店、支店等を設けているか。	10
	 ・募集目的に沿った事業となっているか。 ・市民が抱える課題や地域課題解決に効果的か。 ・地域資源を活用した内容か。 ・実証段階で市民の参画が可能か。 ・市民のQOL向上につながるなど市民、地域にメリットがあるか。 ・ 先駆性や先進性があるか。 ・ データの利活用を前提とし、将来的な事業間データ連携を見据えた取り組みであるか。 ・ 安全確保の対策が措置されているか。 ・ 事業内容は、具体的なものとなっているか。 ・ 実証により検証したいことは明確か。客観的な評価が可能か。 ・ 事業化スケジュールは、実現可能性が高いものとなっているか。 ・ 実施体制は適切で、十分な実績を有しているか。 ・ 次年度以降も事業の継続実施が見込まれるか。 ・ 社会実装に向けた展開・資金計画が示されているか

8. その他留意事項

(1)募集要項の承諾

提案事業者は、企業等概要書兼誓約書の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

(2)提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。

(3)使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとします。

(4) 著作権

提案書の著作権は提案事業者に帰属します。但し、市は、選考過程及び審査結果の公表等、必要な範囲で提案書等を無償で使用することができます。事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

(5)提案書等の取り扱い

提案書その他提案事業者から提出された書類は返却しません。

(6)情報の公開

事業者名、応募内容、審査の過程等の情報は、神戸市情報公条例の規定により、公開しないことができる情報を除いて、公開します。なお、公開可否に関しては、当事者への意見照会を行うことがあります。

9. 事務局(お問い合わせ先)

担当部署: 神戸市企画調整局調整課 スマートシティライン

住所: 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 Eメールアドレス: smartcity@office.city.kobe.lg.jp